

# 社会福祉法人の現状



# 社会福祉法人制度の概要

## 1. 社会福祉法人とは

○社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。

※社会福祉事業には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業がある。

- ・第一種社会福祉事業…経営主体は行政又は社会福祉法人が原則 → 特別養護老人ホーム、児童養護施設 等
- ・第二種社会福祉事業…経営主体に制限なし → 保育所、障害福祉サービス事業 等

※個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

## 2. 経営の原則（社会福祉法第24条）

○社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効率的かつ適正に行うため、

- ①自主的な経営基盤の強化
  - ②福祉サービスの質の向上
  - ③事業経営の透明性の確保
- を図る必要がある。

## 3. 運営

○社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受けると同時に、税制優遇措置や補助金の交付を受けている。

※公的規制…原則不動産の自己所有、解散時の残余財産の帰属先の制限(社会福祉法人又はその他の社会福祉事業を行う者若しくは国庫)、所轄庁による指導監査等

※支援措置…法人税の原則非課税、施設整備補助金の交付 等

## 4. その他

○法人の行う事業が都道府県又は市の区域内の場合は都道府県知事又は市長が認可・指導監査等を実施【19,407法人(平成24年度末時点)】

○2以上の都道府県の区域にわたる場合は地方厚生局長、そのうち特定の要件を満たす場合は厚生労働大臣が認可・指導監査等を実施【403法人(平成24年度末時点)】

# 第一種社会福祉事業

経営適正を欠いた場合、利用者の人権擁護の観点から問題が大きいため、确实公正な運営確保の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行う施設
- ・生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ・売春防止法に規定する婦人保護施設
- ・授産施設
- ・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業
- ・共同募金を行う事業（法第113条）

○以下の事業は社会福祉事業には含まれない。

※法第2条第4項

- ・更生保護事業
- ・実施期間が6月（連絡・助成事業は3月）を超えない事業
- ・社員又は組合員のための事業

- ・第一種社会福祉事業及び一部の第二種社会福祉事業であって、保護を行う者等が一定割合に満たない事業
- ・助成事業のうち、助成額が毎年度500万円に満たないか、助成を受ける社会福祉事業数が50に満たない事業

○経営主体

- ・行政又は社会福祉法人が原則（都道府県知事等への届出が必要）※法第60条、第62条第1項
- ・その他の者は、都道府県知事等の許可が必要。※法第62条第2項
- ・個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

（保護施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政又は社会福祉法人等に限定。）  
※生活保護法、老人福祉法に規定

## 第二種社会福祉事業

事業の実施に伴い、弊害のおそれが比較的少なく、自主性と創意工夫を助長するため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）

- ・ 生計困難者に対して日常生活必需品・金銭を与える事業
- ・ 生計困難者生活相談事業
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業
- ・ 児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター
- ・ 児童福祉増進相談事業
- ・ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業
- ・ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉施設
- ・ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業
- ・ 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター（日帰り介護施設）、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター
- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供事業、身体障害者更生相談事業
- ・ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所等を利用させる事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な料金で診療を行う事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業
- ・ 隣保事業
- ・ 福祉サービス利用援助事業
- ・ 各社会福祉事業に関する連絡
- ・ 各社会福祉事業に関する助成

○経営主体 制限なし。すべての主体が届出により経営が可能。※法第69条第1項  
※個別法等によって経営主体が制限される場合がある。

# 社会福祉法人が行う事業

社会福祉法人は、社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。

## 公益事業

- ・ 社会福祉と関係のある公益を目的とする事業
- ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- ・ その収益は社会福祉事業又は公益事業に充てなければならない。

(例) 介護老人保健施設（無料低額老人保健施設利用状況を除く。）の経営、有料老人ホームの経営

## 収益事業

- ・ その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てることを目的とする事業
- ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- ・ 事業の種類に特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でない。

(例) 貸ビルの経営、駐車場の経営、公共的な施設内の売店の経営

# 社会福祉法人を取り巻く状況変化

## 社会福祉制度の潮流

1950年代～

- ◎救貧
- ◎措置制度  
→ 原則、貧困者を対象  
(応能負担、原則無料)
- ◎行政、社会福祉法人中心
- ◎施設処遇中心

- ・少子高齢化の急速な進展
- ・高齢・単身世帯の増加
- ・疾病構造の変化
- ・ノーマライゼーション概念の浸透

1990年代～

- ◎多様な福祉ニーズへの対応
- ◎利用制度化  
→ 一般化(定率負担、食費・  
居住費の自己負担)
- ◎株式会社、NPO等の多様な主体  
の参入
- ◎施設と在宅との機能連携

### (高齢者介護・障害者福祉分野のパラダイムの転換)

#### ○措置から契約へ

- ・低所得者対象→普遍化
- ・応能負担(無料・低額)→定率負担
- ・利用者本位・自己決定・選択
- ・自助と皆で支える部分の整理
- 新しいサービスの進展
  - ・認知症ケア
  - ・居住系サービス
  - ・個室・ユニットケア

#### ○「地域で普通の暮らし」

- ・施設と在宅との機能連携
- ・地域密着、小規模・多機能
- ・自立支援、社会参加
- ・集団処遇から個々人へのサービスへ
- 市町村中心
  - ・市町村への一元化
  - ・基盤の計画的整備

等

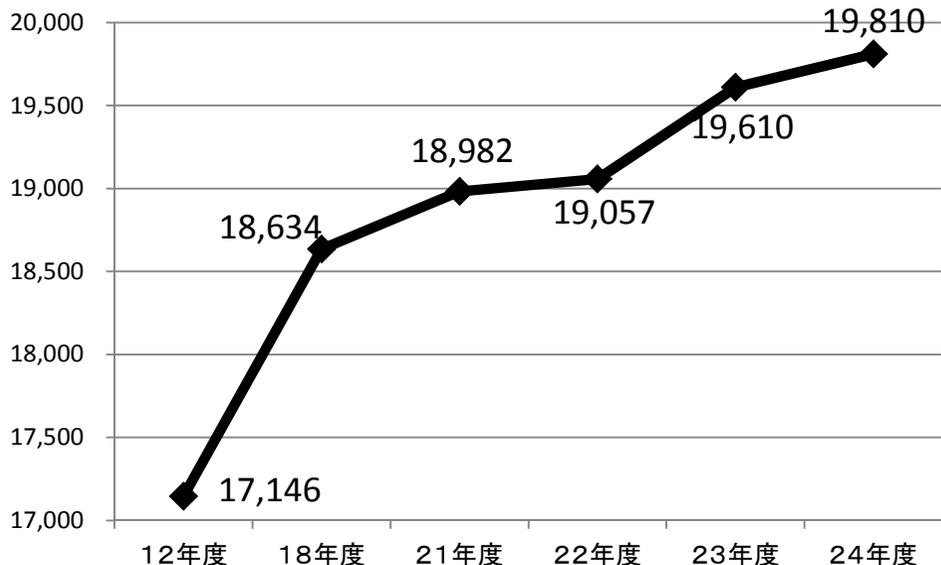
# 社会福祉法人の所轄庁

■ 従来、社会福祉法人の所轄庁は、その行う事業が

- ・都道府県の区域内である場合は、都道府県
- ・指定都市の区域内である場合は、指定都市
- ・中核市の区域内である場合は、中核市
- ・2以上の都道府県の区域にわたる場合は、国(地方厚生局を含む。)

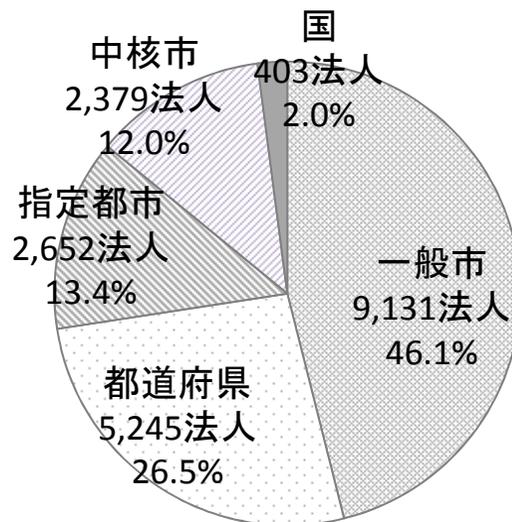
■ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第二次地方分権一括法)の施行に伴い、平成25年4月1日より、主たる事務所が一般市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市を越えないもの限り、認可・指導・監査等の権限が都道府県から一般市へ移譲。

<法人数の推移>



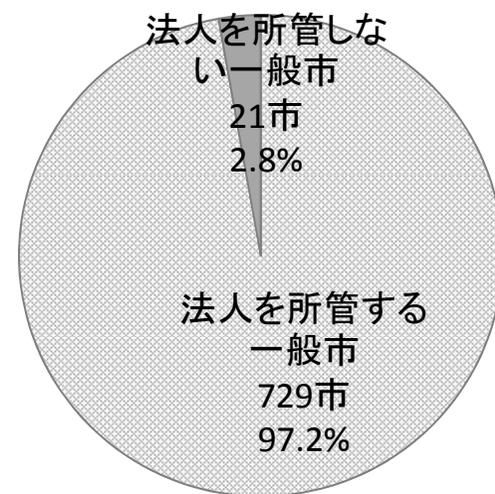
※平成22年度は東日本大震災の影響のため、一部地域を除いた数値である。  
 ※出典：厚生労働省福祉行政報告例(国所管は福祉基盤課調べ)

<所轄庁の割合>



※N=19,810法人(H25.4.1時点)  
 ※厚生労働省福祉基盤課調べ

<法人を所管する一般市の割合>



※N=750市(H25.4.1時点) 8  
 ※厚生労働省福祉基盤課調べ

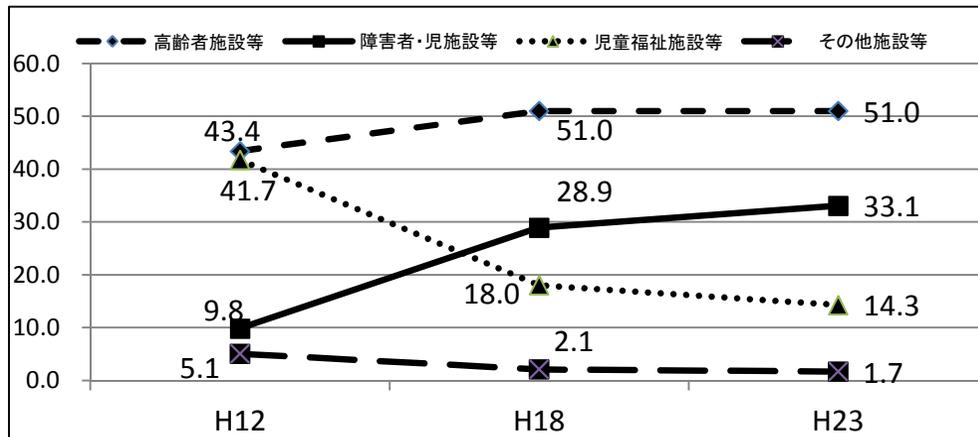
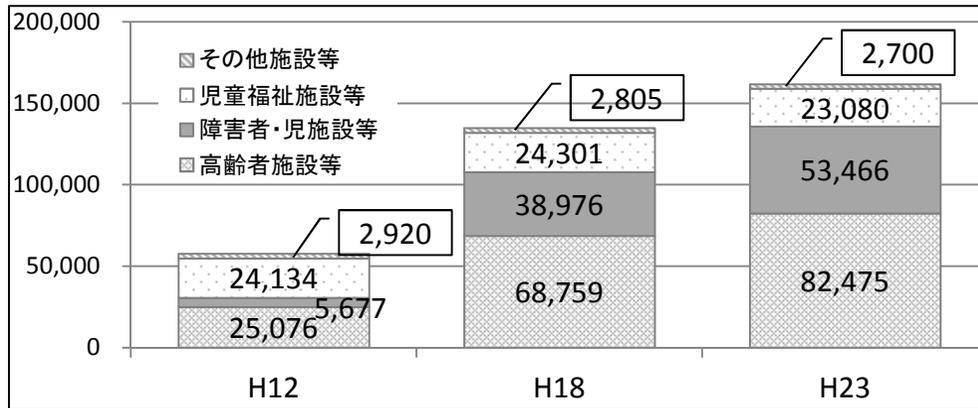
# 社会福祉施設の経営主体の状況①

## 【施設属性別(入所・通所系事業所合計)】

- ◆高齢者及び障害者・児施設等の数が大幅に増加
- ◆児童福祉施設等のシェアが大幅に減少

(単位:施設、%)

	高齢者施設等	障害者・児施設等	児童福祉施設等	その他施設等	合計
H12	25,076(43.4)	5,677(9.8)	24,134(41.7)	2,920(5.1)	57,807(100.0)
H18	68,759(51.0)	38,976(28.9)	24,301(18.0)	2,805(2.1)	134,841(100.0)
H23	82,475(51.0)	53,466(33.1)	23,080(14.3)	2,700(1.7)	161,721(100.0)

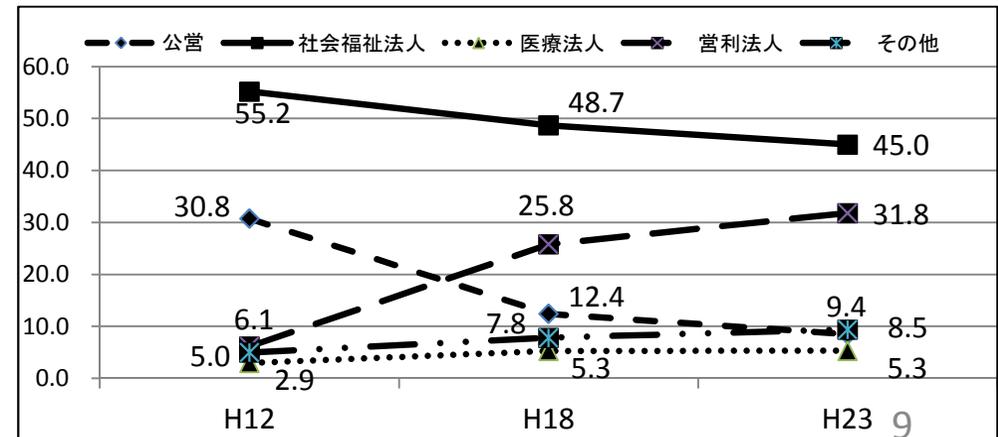
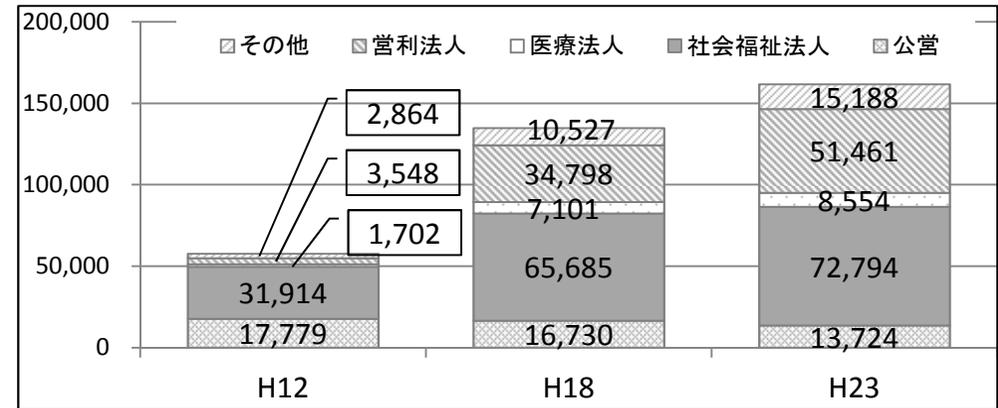


## 【経営主体別(入所・通所系事業所合計)】

- ◆社会福祉法人経営の数は増加しているものの、シェアは微減
- ◆営利法人経営の数及びシェアが大幅に増加

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	17,779(30.8)	31,914(55.2)	1,702(2.9)	3,548(6.1)	2,864(5.0)	57,807(100.0)
H18	16,730(12.4)	65,685(48.7)	7,101(5.3)	34,798(25.8)	10,527(7.8)	134,841(100.0)
H23	13,724(8.5)	72,794(45.0)	8,554(5.3)	51,461(31.8)	15,188(9.4)	161,721(100.0)



※出典:厚生労働省社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

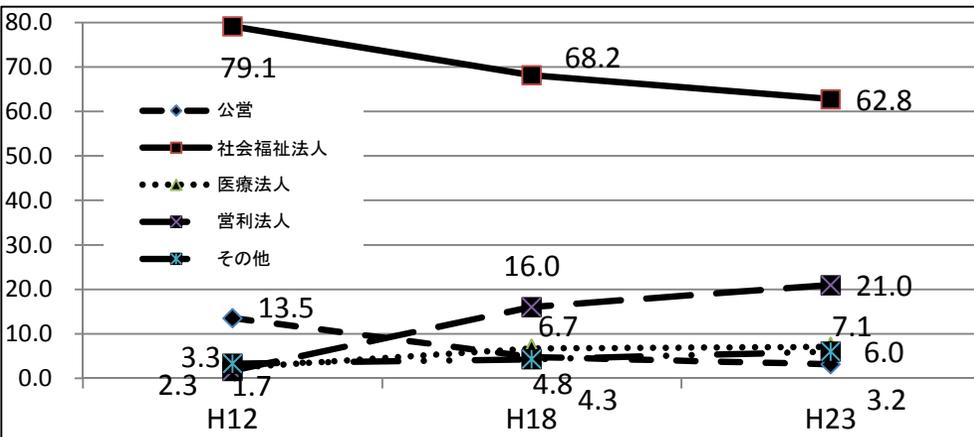
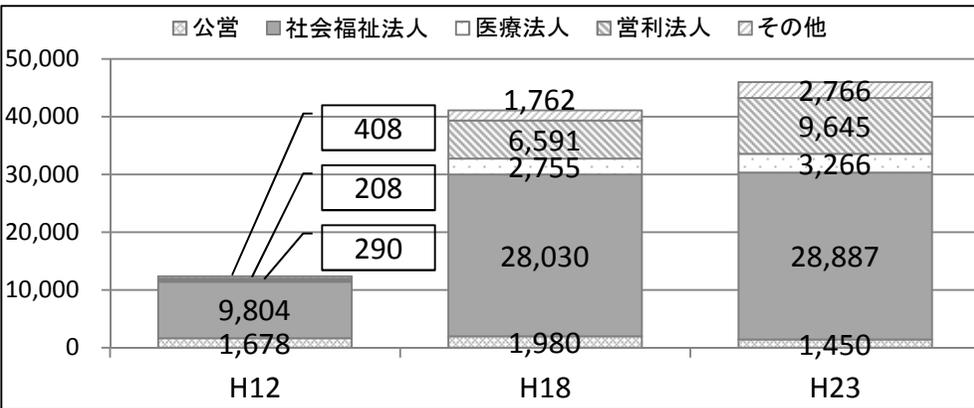
# 社会福祉施設の経営主体の状況②

## 【入所系事業所合計】

- ◆社会福祉法人経営の数は増加しているものの、シェアは微減
- ◆営利法人経営の数及びシェアが増加

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	1,678 (13.5)	9,804 (79.1)	290 (2.3)	208 (1.7)	408 (3.3)	12,388 (100.0)
H18	1,980 (4.8)	28,030 (68.2)	2,755 (6.7)	6,591 (16.0)	1,762 (4.3)	41,118 (100.0)
H23	1,450 (3.2)	28,887 (62.8)	3,266 (7.1)	9,645 (21.0)	2,766 (6.0)	46,014 (100.0)

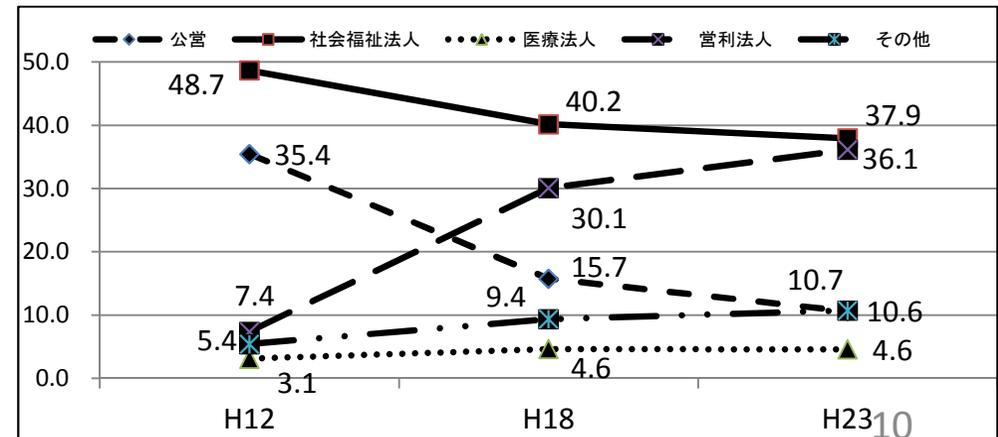
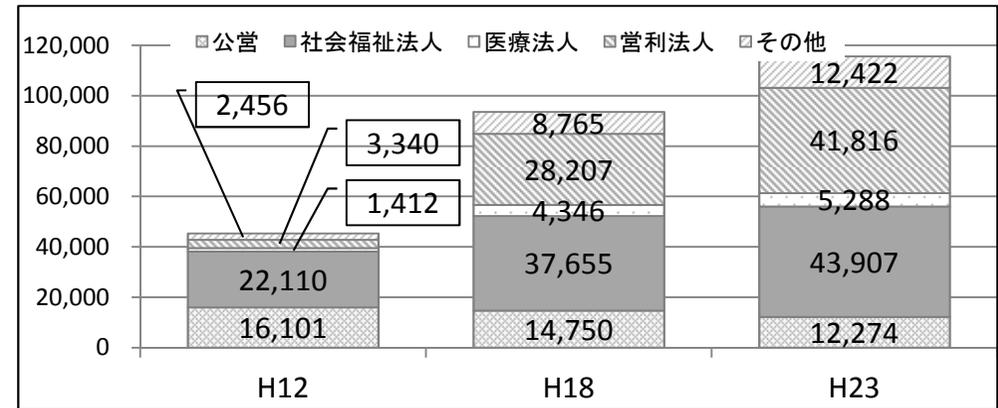


## 【通所系事業所合計】

- ◆社会福祉法人経営の数が増加
- ◆営利法人経営の数及びシェアが大幅に増加

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	16,101 (35.4)	22,110 (48.7)	1,412 (3.1)	3,340 (7.4)	2,456 (5.4)	45,419 (100.0)
H18	14,750 (15.7)	37,655 (40.2)	4,346 (4.6)	28,207 (30.1)	8,765 (9.4)	93,723 (100.0)
H23	12,274 (10.6)	43,907 (37.9)	5,288 (4.6)	41,816 (36.1)	12,422 (10.7)	115,707 (100.0)



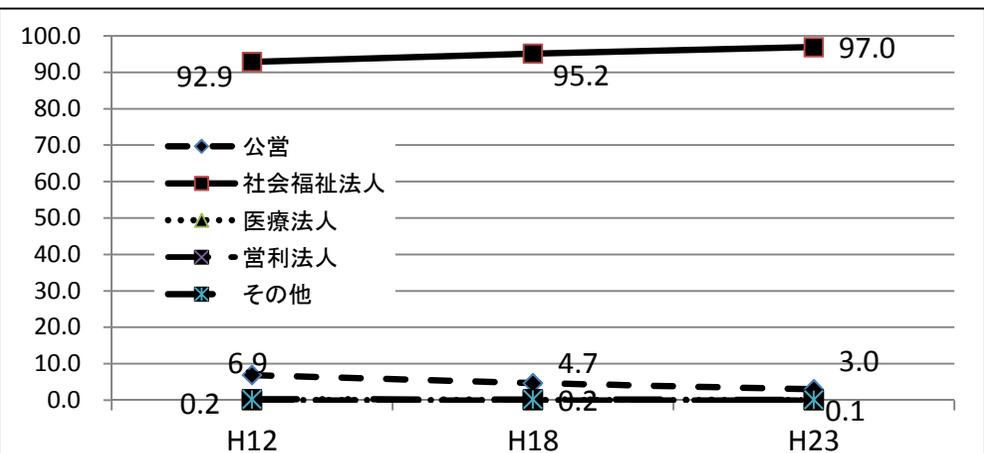
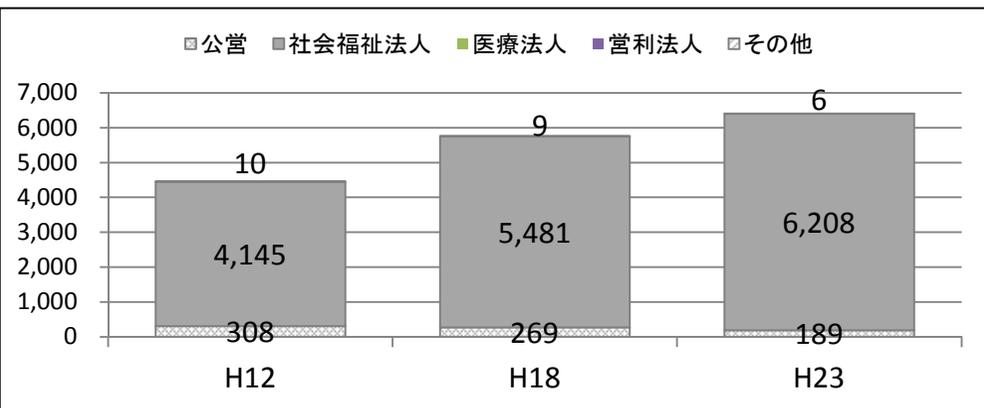
# 社会福祉施設の経営主体の状況（入所系事業所①）

## 【特別養護老人ホーム】

◆社会福祉法人経営の数が9割以上を占める

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	308 (6.9)	4,145 (92.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (0.2)	4,463 (100.0)
H18	269 (4.7)	5,481 (95.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (0.2)	5,759 (100.0)
H23	189 (3.0)	6,208 (97.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (0.1)	6,403 (100.0)

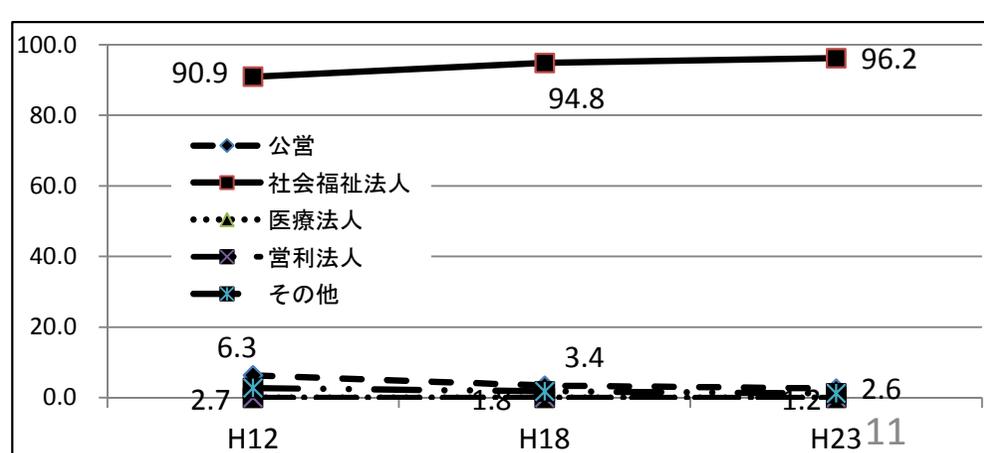
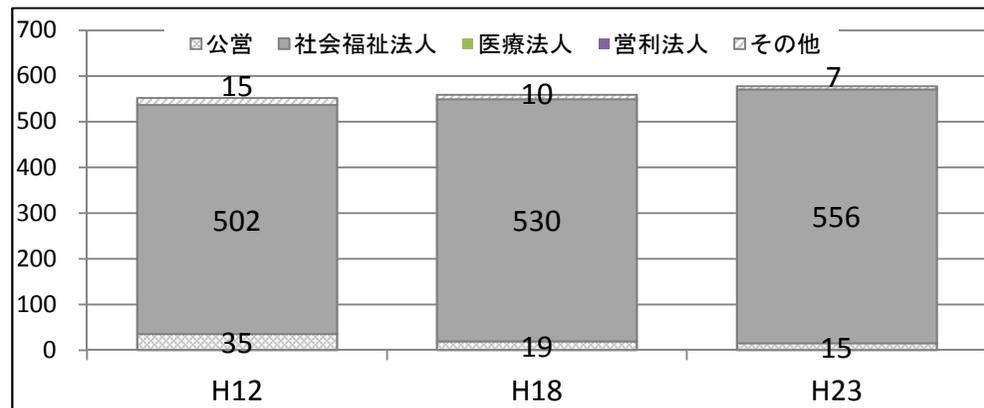


## 【児童養護施設】

◆社会福祉法人経営の数が9割以上を占める

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	35 (6.3)	502 (90.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (2.7)	552 (100.0)
H18	19 (3.4)	530 (94.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (1.8)	559 (100.0)
H23	15 (2.6)	556 (96.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (1.2)	578 (100.0)



※出典: 厚生労働省社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

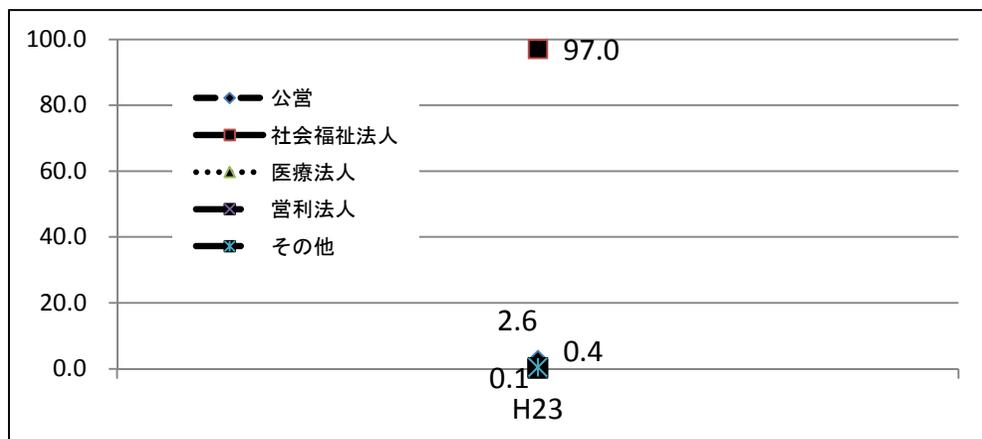
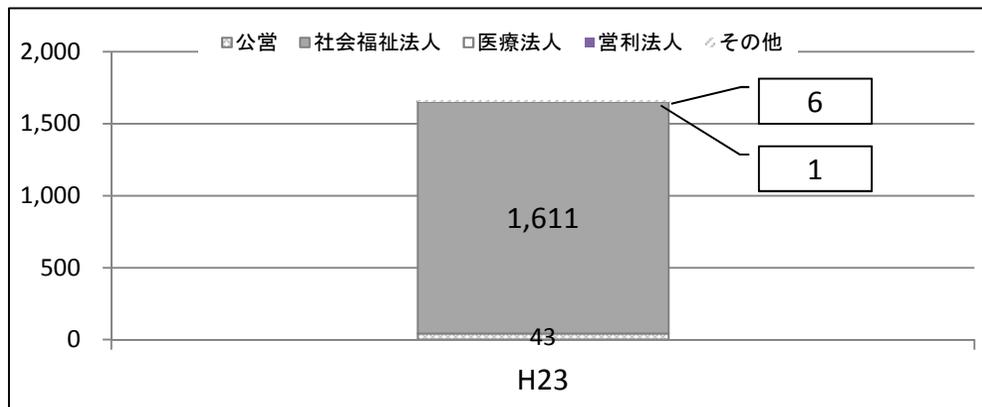
# 社会福祉施設の経営主体の状況（入所系事業所②）

## 【障害者支援施設】

◆社会福祉法人経営の数がほぼ全てを占める

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	—	—	—	—	—	—
H18	—	—	—	—	—	—
H23	43(2.6)	1,611(97.0)	1(0.1)	0(0.0)	6(0.4)	1,661(100.0)

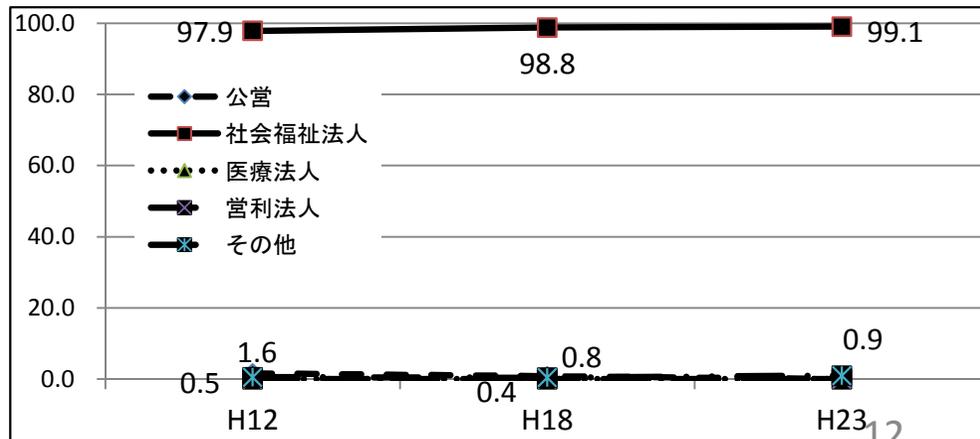
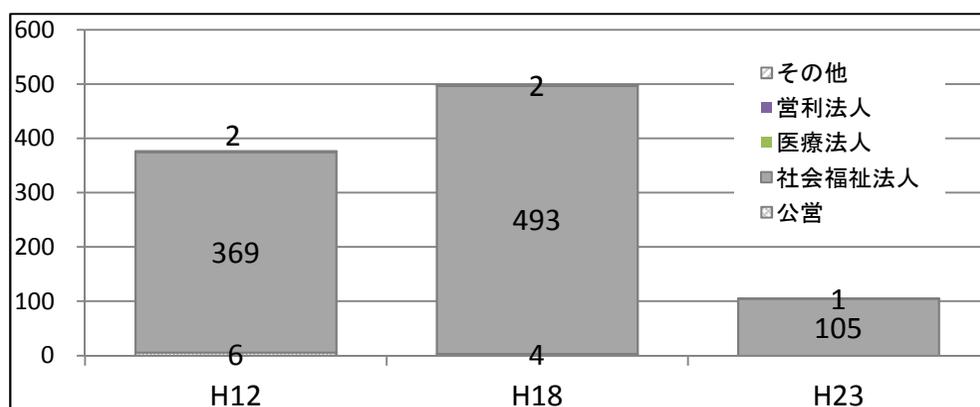


## 【参考】身体障害者療護施設

◆制度改正の結果、平成24年4月以降は存在しない

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	6(1.6)	369(97.9)	0(0.0)	0(0.0)	2(0.5)	377(100.0)
H18	4(0.8)	493(98.8)	0(0.0)	0(0.0)	2(0.4)	499(100.0)
H23	0(0.0)	105(99.1)	0(0.0)	0(0.0)	1(0.9)	106(100.0)



※出典:厚生労働省社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

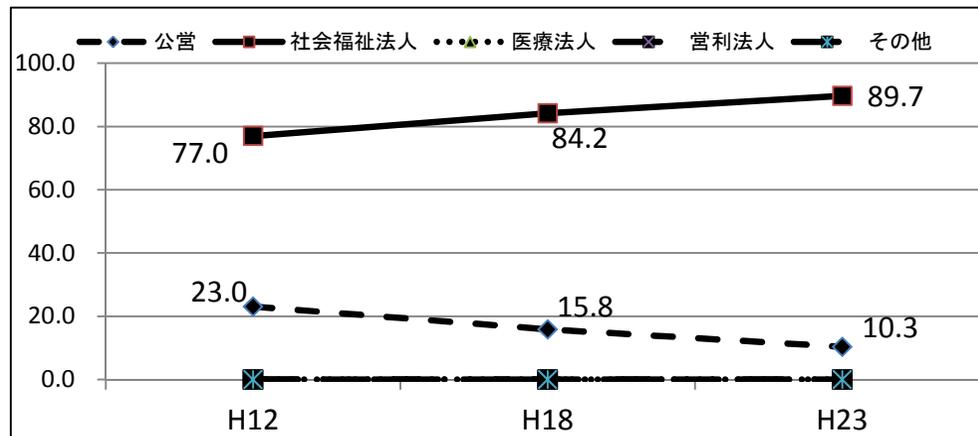
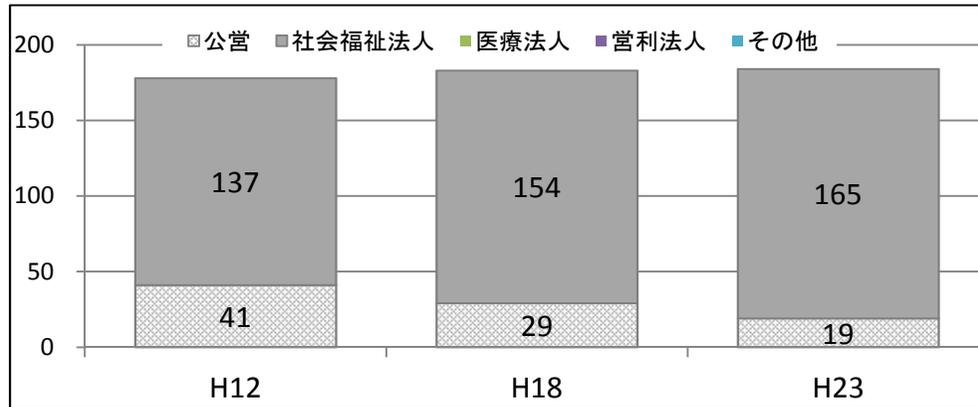
# 社会福祉施設の経営主体の状況（入所系事業所③）

## 【救護施設】

- ◆社会福祉法人経営の数が増加し、シェアも8割以上を占める
- ◆公営の数は微減

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	41 (23.0)	137 (77.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	178 (100.0)
H18	29 (15.8)	154 (84.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	183 (100.0)
H23	19 (10.3)	165 (89.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	184 (100.0)



※出典:厚生労働省社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

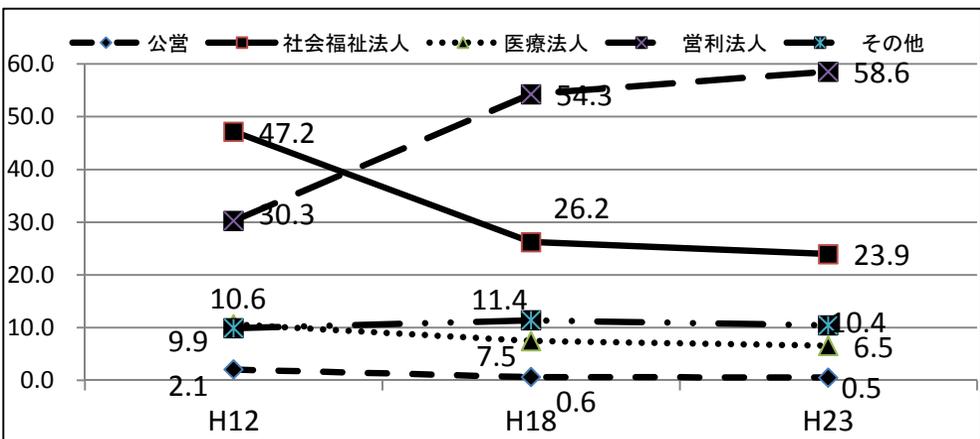
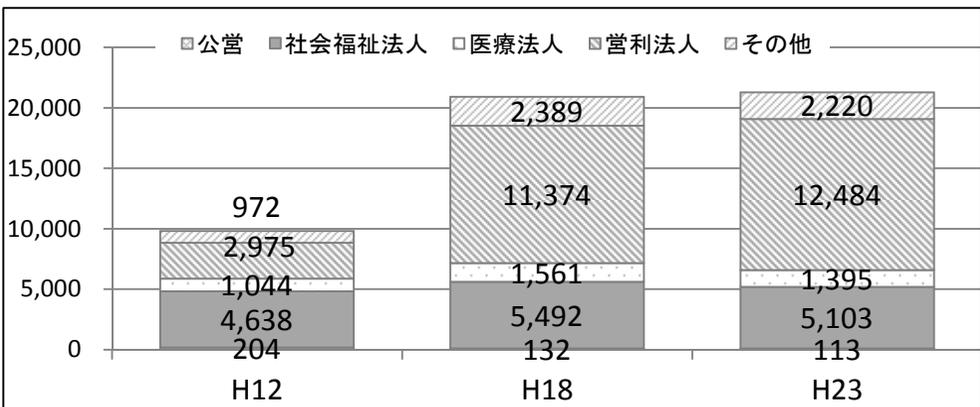
# 社会福祉施設の経営主体の状況（通所系事業所①）

## 【訪問介護事業(高齢者)】

- ◆社会福祉法人経営はほぼ横ばい
- ◆営利法人経営の数及びシェアが大幅に増加

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	204 (2.1)	4,638 (47.2)	1,044 (10.6)	2,975 (30.3)	972 (9.9)	9,833 (100.0)
H18	132 (0.6)	5,492 (26.2)	1,561 (7.5)	11,374 (54.3)	2,389 (11.4)	20,948 (100.0)
H23	113 (0.5)	5,103 (23.9)	1,395 (6.5)	12,484 (58.6)	2,220 (10.4)	21,315 (100.0)

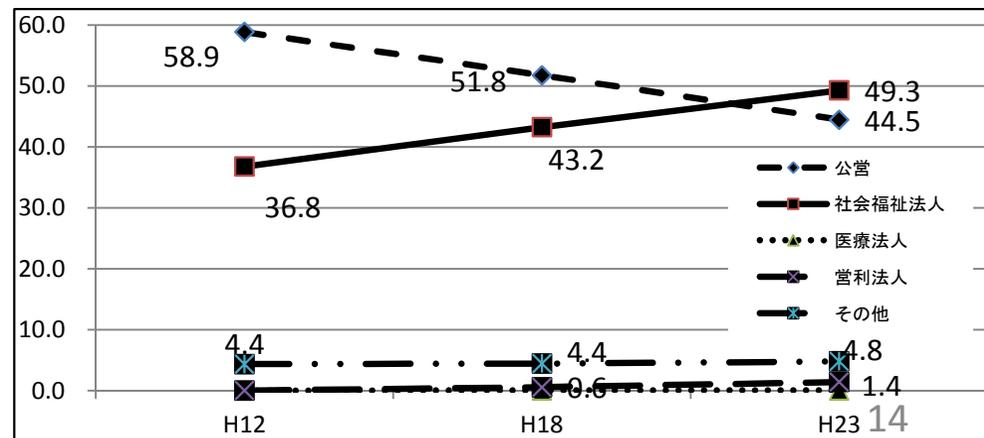
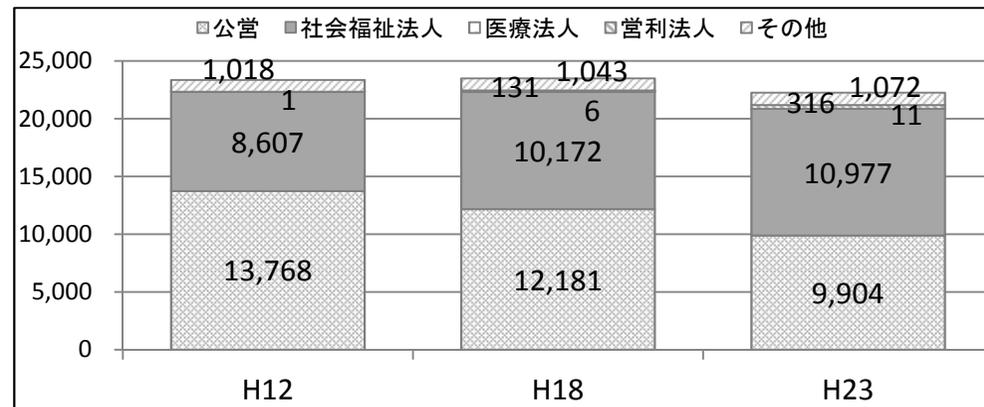


## 【保育所】

- ◆社会福祉法人経営の数が増加し、シェアも増加
- ◆公営の数は減少し、シェアも減少

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	13,768 (58.9)	8,607 (36.8)	0 (0.0)	1 (0.0)	1,018 (4.4)	23,394 (100.0)
H18	12,181 (51.8)	10,172 (43.2)	6 (0.0)	131 (0.6)	1,043 (4.4)	23,533 (100.0)
H23	9,904 (44.5)	10,977 (49.3)	11 (0.0)	316 (1.4)	1,072 (4.8)	22,280 (100.0)



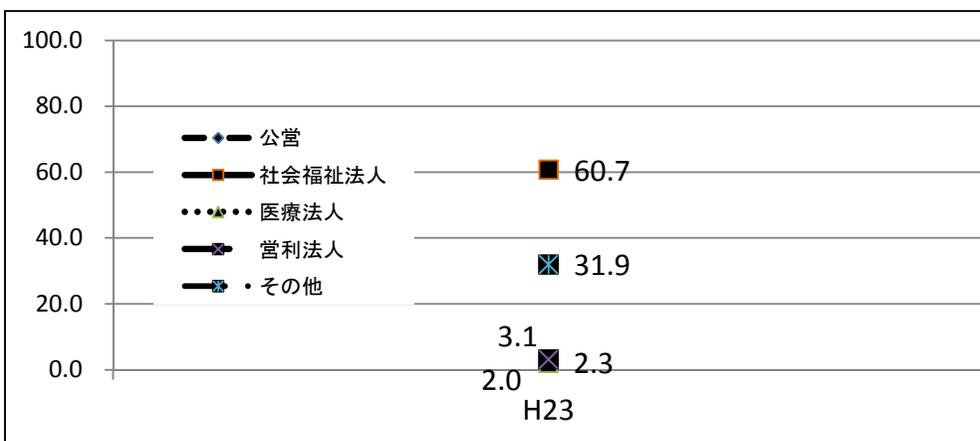
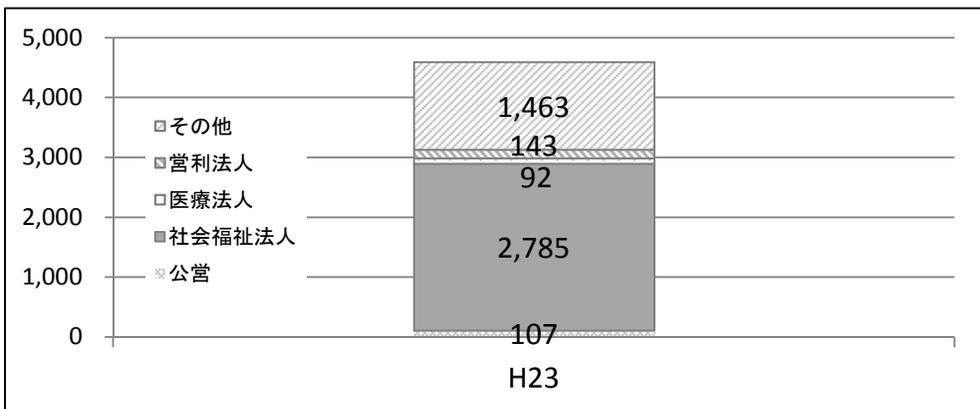
# 社会福祉施設の経営主体の状況（通所系事業所②）

## 【就労継続支援B型事業】

◆社会福祉法人経営の数が6割程度を占める

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	—	—	—	—	—	—
H18	—	—	—	—	—	—
H23	107 (2.3)	2,785 (60.7)	92 (2.0)	143 (3.1)	1,463 (31.9)	4,590 (100.0)

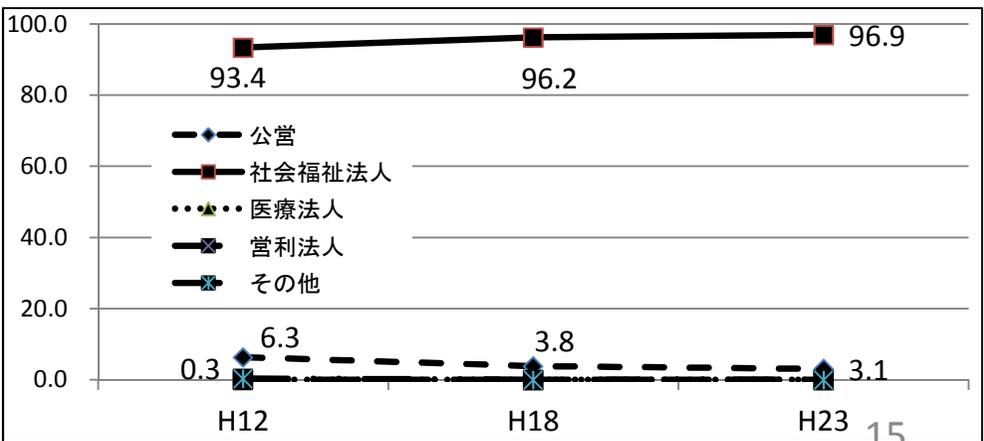
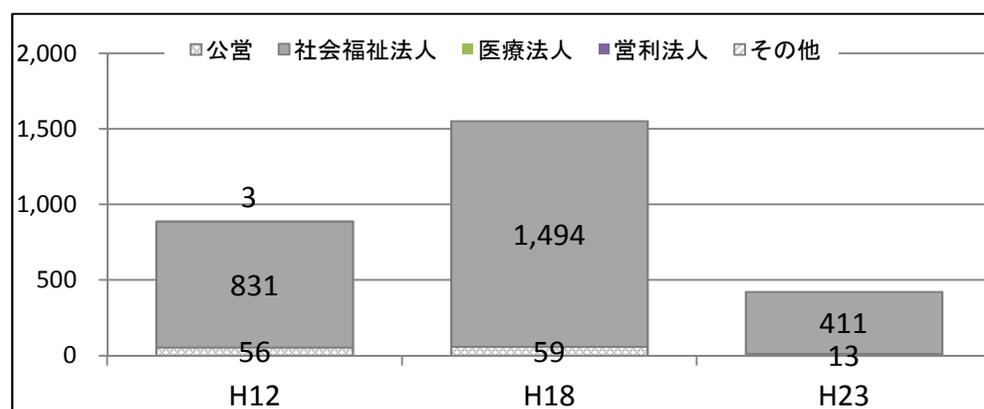


## (参考)【知的障害者通所授産施設】

◆制度改正の結果、平成24年4月以降は存在しない

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	56 (6.3)	831 (93.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.3)	890 (100.0)
H18	59 (3.8)	1,494 (96.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,553 (100.0)
H23	13 (3.1)	411 (96.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	424 (100.0)



# 社会福祉法人に対する規制と優遇措置

## 【社会福祉法人に対する規制】

- 事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、持分は認められない。
- 事業を廃止した場合の残余財産は、定款に定めた他の社会福祉事業を行う者に帰属する。なお、前述により処分されない場合には、国庫に帰属する。
- 資産保有、組織運営のあり方に一定の要件がある。
- 収益事業からの収益は、社会福祉事業又は一部の公益事業のみに充当する。
- 法令、法令に基づく処分、定款に違反するか、又はその運営が著しく適正を欠く場合には、所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令等を受ける。  
また、補助金等を受けた場合には、これに加え、不適当な予算の変更勧告、措置命令を前置しない役員の解職勧告等を受ける。

## 【社会福祉法人に対する優遇措置(例)】

- 社会福祉法人による施設整備に対し、一定額が補助される。  
(国1/2、地方公共団体1/4)
- 法人税、固定資産税、寄付税制等について税制上の優遇措置が講じられている。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度が設けられている。

# 各種法人制度間の比較①

		社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人(認定NPO除く)	医療法人	社会医療法人	株式会社
<b>根拠法</b>		社会福祉法	私立学校法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	特定非営利活動促進法	医療法	医療法	会社法
<b>目的等</b>		社会福祉事業を行うことを目的とする法人	私立学校の設置を目的とする法人	公益目的の事業を行うことを目的とする法人	特定非営利活動を行うことを目的とする法人	病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人	病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人	営利を目的とする法人
<b>設立規制</b>		所轄庁の認可(所轄庁:都道府県知事、市長、厚生労働大臣(地方厚生局長を含む。))	所轄庁の認可(所轄庁:都道府県知事、文部科学大臣)	行政庁の認定(行政庁:内閣総理大臣、都道府県知事)	所轄庁の認証(所轄庁:都道府県知事、指定都市長)	都道府県知事の認可(2以上の都道府県の区域に病院等を開設する法人は厚生労働大臣による認可)	都道府県知事の認定(2以上の都道府県の区域に病院等を開設する法人は厚生労働大臣による認定)	公証人の定款認証等
<b>役員</b>	<b>理事(取締役)</b>	3人以上(通知6人以上)	5人以上	3人以上	3人以上	3人以上(原則)	6人以上	1人以上(原則)
	<b>監事(監査役)</b>	1人以上(通知2人以上)	2人以上	1人以上	1人以上	1人以上	2人以上	任意(原則)
	<b>任期</b>	2年以内(再任可)	規定なし	理事:2年以内(再任可) 監事:4年以内(再任可)	2年以内(再任可)	2年以内(再任可)	2年以内(再任可)	取締役:2年以内(原則) 監査役:4年以内(原則)
<b>資産要件</b>		・原則、社会福祉事業を行うために直接必要な物件について所有権を有していること又は自治体から貸与を受けていること。 ・原則、社会福祉施設を経営しない法人は1億円以上の資産を有していること。	・必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその経営に必要な財産を有しなければならない。 ・原則、施設及び設備は自己所有又は負担付ではないこと。 ・開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。	—	—	・病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。 ・原則、施設又は設備は所有すること。	・病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。 ・原則、施設又は設備は所有すること。	—
<b>資金調達</b>		寄附金・補助金等	寄附金・補助金等	寄附金・補助金等	寄附金・補助金等	寄附金・基金・医療機関債等	寄附金・医療機関債・社会医療法人債等	株式等
<b>出資持分</b>		不可	不可	不可	不可	不可(経過措置型医療法人を除く)	不可	有
<b>残余財産の処分</b>		①社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者 ②①によらない場合は国庫に帰属	①学校法人その他教育事業を行う者 ②①によらない場合は国庫に帰属	国、地方公共団体、類似の事業を目的とする公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人等	国、地方公共団体、公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人	国、地方公共団体、医療法人(経過措置型医療法人を除く)等	国、地方公共団体、社会医療法人	株主

# 各種法人制度間の比較②

	社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人 (認定NPO除く)	医療法人	社会医療法人	株式会社
指導監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣、都道府県知事、市長は、業務又は会計の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。</li> <li>所轄庁は、必要な措置を採るべき旨を命じることができる。</li> <li>所轄庁は、業務の全部又は一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。</li> <li>所轄庁は、解散を命じることができる。</li> <li>所轄庁は、公益事業又は収益事業の停止を命じることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。</li> <li>所轄庁は、収益事業を行う学校法人に対して、収益事業の停止を命ずることができる。</li> <li>所轄庁は、解散を命ずることができる。</li> <li>所轄庁は役員に法令違反等があるときは役員解職勧告をすることができる。(私学助成を受けている場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政庁は、組織運営及び事業活動の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。</li> <li>行政庁は、必要な措置を採るべき旨の勧告又は命令を行うことができる。</li> <li>行政庁は、公益認定を取り消すことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所轄庁は、業務若しくは財産の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。</li> <li>所轄庁は、必要な措置を採るべき旨を命じることができる。</li> <li>所轄庁は、設立認証を取り消すことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事は、業務若しくは会計の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。</li> <li>都道府県知事は、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</li> <li>都道府県知事は、業務の全部又は一部の停止を命じ、役員解任を勧告することができる。</li> <li>都道府県知事は、設立認可を取り消すことができる。</li> <li>都道府県知事は、認定を取り消すことができる。</li> <li>都道府県知事は、収益事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</li> </ul>	—	—
定期監査(行政監査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな問題がない場合、2年に1回</li> <li>外部監査等を実施する場合、4年に1回</li> <li>上記以外、1年に1回</li> </ul>	定期監査なし	3年周期(原則)	定期監査なし(市民の情報提供、法令違反が疑われる場合実施)	定期監査なし(法令違反が疑われる場合実施)	定期監査なし(法令違反が疑われる場合実施) ただし、毎年、事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について届出書類を審査(実地検査等も行う。)	—
外部監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産額100億円以上</li> <li>負債額50億円以上</li> <li>収支決算額10億円以上</li> <li>→2年に1回が望ましい</li> <li>その他法人</li> <li>→5年に1回が望ましい</li> </ul>	規定なし ※1,000万円以上の助成を受けている場合、公認会計士又は監査法人の監査報告書が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益又は費用損失1000億円以上</li> <li>負債額50億円以上</li> <li>→会計監査人(公認会計士又は監査法人)の設置が必要</li> </ul>	規定なし	病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ※特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい	病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ※特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金5億円以上</li> <li>負債200億円以上等</li> <li>→会計監査人(公認会計士又は監査法人)の設置が必要</li> </ul>

# 各種法人制度間の比較③

		社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人 (認定NPO除く)	医療法人	社会医療法人	株式会社
法人に対する 閲覧請求	対象者	サービス利用者、利害関係人	在学者、利害関係人	一般市民	社員、利害関係者	社員、評議員、債権者	一般市民	株主、債権者
	定款	×	×	○	○	○	○	○
	事業報告書	○	○	○	○	○	○	○
	財産目録	○	○	○	○	○	○	—
	貸借対照表	○	○	○(公告必要)	○	○	○	○(公告必要)
	収支(損益)計算書	○	○	○(大規模法人は公告必要)	○	○	○	○(大会社は公告必要)
	監事意見(報告)書	○	○	○	×	○	○	○
	役員名簿	×	×	○	○	×	○	×(登記はされる) ※株主名簿は対象
役員報酬規程(基準)	×	×	○	×	×	○	△(公開会社の場合、役員報酬について、事業報告等において一定の開示がなされる)	
役員報酬	具体的基準	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	その他	勤務実態に即し、規程等に基づき支給	—	・民間事業者の報酬等を考慮して不当に高額とならないような支給基準を定め、当該基準に基づき支給 ・理事については、定款に定めていない場合は社員総会(社団)又は評議員会(財団)の決議により支給	報酬を受ける役員は3分の1以下	—	・民間事業者の報酬等を考慮して不当に高額とならないような支給基準を定め、当該基準に基づき支給	役員報酬は、原則として、定款又は株主総会決議により定められる

# 各種法人制度間の比較④

	社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人 (認定NPO除く)	医療法人	社会医療法人	株式会社
<b>法人税</b>	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り、19%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り、19%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り25.5%課税(ただし、所得800万円まで19%(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%)であり、また、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り、25.5%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○課税 ・所得の25.5% (ただし、所得の800万円まで19%(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%)。持分ありの医療法人は資本金が1億円以下の場合に限る。)	○原則非課税 ※医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、19%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○課税 ・所得の25.5% (ただし、所得の800万円まで19%(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%)。資本金が1億円以下の場合に限る。)
<b>道府県民税</b>	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 2万円 ・法人税割 法人税の5% ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 2万円 ・法人税割 法人税の5% ※ただし、収益の90%以上を私立学校の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則課税 ※博物館の設置又は学術の研究を目的とする法人は非課税 ・均等割 2万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り、法人税の5%。(ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○課税 ・均等割 2万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り法人税の5%	○課税 ・均等割 2~80万円 ・法人税割 法人税の5%	○課税 ・均等割 2万円 ・法人税割 医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、法人税の5%	○課税 ・均等割 2~80万円 ・法人税割 法人税の5%
<b>市町村民税</b>	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 5万円 ・法人税割 法人税の12.3% ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 5万円 ・法人税割 法人税の12.3% ※ただし、収益の90%以上を私立学校の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則課税 ※博物館の設置又は学術の研究を目的とする法人は非課税 ・均等割 5万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り、法人税の12.3%。(ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○課税 ・均等割 5万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り法人税の12.3%	○課税 ・均等割 5~300万円 ・法人税割 法人税の12.3%	○課税 ・均等割 5万円 ・法人税割 医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、法人税の12.3%	○課税 ・均等割 5~300万円 ・法人税割 法人税の12.3%
<b>事業税</b>	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6% (ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	○社会保険診療に係る収入は益金に不算入、経費は損金に不算入となり、非課税 ※社会保険診療以外の業務により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超 6.6%	○原則非課税 ※医療保健業以外の業務により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超 6.6%	○課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超 800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%
<b>固定資産税</b>	○社会福祉事業の用に供する固定資産については原則非課税	○学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産は非課税 ○学校又は専修学校に係る寄宿舎の用に直接供する固定資産については非課税	○原則課税 ※社会福祉事業用、学術研究用固定資産、図書館、博物館等は非課税(収益事業は課税) ※所有する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋について課税標準を1/2とする(平成23年度分から平成26年度分までについて適用) ・税率 1.4%	○課税 ・税率 1.4%	○課税 ※一部の社会福祉事業又は特定医療法人による看護師等医療関係者養成所の用に供する固定資産は非課税	○課税 ※一部の社会福祉事業又は特定医療法人による看護師等医療関係者養成所の用に供する固定資産は非課税 ※救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産は非課税	○課税 ・税率 1.4%

# 社会福祉法人制度に関するこれまでの検討

平成9年 介護保険法（平成12年4月施行）

平成10年 社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)公表

【主な内容】

社会福祉事業の範囲の拡充、社会福祉法人の設立要件の緩和、社会福祉法人の運営の弾力化、社会福祉法人に対する財務諸表・事業報告書の開示を義務づけ、事業者による自己評価の努力義務化 等

平成12年 社会福祉事業法等八法改正

【主な内容】

社会福祉事業の概念・範囲等の見直し、社会福祉法人の設立等の要件の見直し、個人の選択によるサービス利用を基本とする制度への転換、サービスの選択を可能とする情報公開と質の評価制度の導入 等

平成12年 社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会 報告書

【主な内容】

社会福祉の対象となる問題とその構造の整理、新しい福祉を構築する手法（情報交換・情報提供の「場」の創造、社会福祉法人などが自主的・自発的に福祉問題を発見・対応する取組みの強化 等）等

平成16年 社会保障審議会福祉部会意見書(社会福祉法人制度の見直しについて)

【主な内容】

より積極的な公益事業の実施、評議員会のあり方の見直し、理事の構成の見直し 等

平成18年 社会福祉法人経営の現状と課題(社会福祉法人経営研究会)

【主な内容】

法人規模の拡大・退出等のあり方、法人単位の資金管理、ガバナンスの確立・経営能力の向上、行政の役割 等

# これまでの報告書を踏まえた主な取組み

## 平成16年報告書以降の主な取組み

- ・本来事業の地域への開放など、別途公益事業として記載する必要がない範囲を明確化。定款に記載する場合であっても、先駆的事业に試行的に取り組むときには、財政基盤の審査をある程度弾力的に行うなど定款審査の在り方を見直した(平成17年4月)。
- ・評議員会を設置した場合には、法人の業務決定に当たり重要な事項について、「評議員会の同意を得ること」が必要とされていたが、「あらかじめ評議員会の意見を聴くこと」で足りることとした(平成17年4月)。
- ・評議員会を設置する法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えることが認められることとした(平成17年4月)。
- ・第三者評価の受審などチェック機能の整備された法人については、公益事業への資金移動の範囲拡大を認めるなどの弾力化を行った(平成16年3月)。

## 平成18年報告書以降の主な取組み

- ・「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」(社会福祉法人経営研究会)を周知(平成20年3月)。
- ・法人が自主的に公表することが望ましいものとして、「法人の業務及び財務等」に関する情報に「法人の役員及び評議員の氏名、役職等」の情報を追加し、法人運営の透明性の向上を図った(平成19年3月)。
- ・基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)については、株式等による管理運用も認めた(平成19年3月)。
- ・外部監査の実施や地域との交流などを積極的に実施する法人は、実地監査回数を緩和した(優良法人の実施監査は4年ごと)。書面監査を廃止した(平成19年3月)。

# 社会福祉法人制度に対する主な指摘

## 日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（平成25年6月14日）

### ○医療・介護サービスの高度化

・質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

## 規制改革実施計画 閣議決定（平成25年6月14日）

### ○社会福祉法人の経営情報の公開

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】
- ・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

### ○保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【平成25年度措置】
- ・子ども子育て支援制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども子育て支援制度の施行までに検討・結論】
- ・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども子育て支援制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども子育て支援制度の施行までに検討・結論】

## 社会保障制度改革国民会議報告書【抜粋】（平成25年8月6日）

### ○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

- ・医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討することが必要。
- ・特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。